

お 知 ら せ

平成 26 年 11 月 6 日
国土交通省中部地方整備局
豊橋河川事務所

豊川の河川内樹木を伐採する事業者を公募します！

～ 河川法第 25 条を適用した公募型伐採の試行 ～

1. 概 要 : 豊川の河川内に多く繁茂している樹木は放置すると樹林化が進行し、治水上あるいは管理上の問題がある事から、対策として順次伐採作業を行っております。

樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減及び資源の有効活用を図る試みとして、樹木を伐採して採取する事を希望する事業者（企業・団体）を公募する取り組みを試行いたします。

公募に関しては、別添の公募文をご覧ください。

応募いただいた事業者については当事務所にて審査及び選定を行い、選定された事業者には引き続き河川法第 25 条に基づく採取許可手続きを行っていただきます。

2. 公募期間 : 平成 26 年 11 月 7 日（金）～平成 26 年 11 月 21 日（金）

3. 採取時期 : 平成 26 年 12 月～平成 27 年 2 月（予定）

4. 採取場所 : 豊川右岸河川敷（河口からの距離 22.8k 付近）
（詳細場所については別添資料参照下さい）

5. 解禁 : 指定なし

6. 配布先 : 豊橋市政記者会

7. 問合せ先 : 国土交通省豊橋河川事務所
〒441-8149 豊橋市中野町字平西 1-6
TEL : 0532-48-8105 FAX : 0532-48-8100

副所長 みやした 宮下 よしひろ 良広

管理課長 みやた 宮田 ひろし 博

公 募

豊川の河川内樹木を伐採する事業者を公募いたします。
～河川法第25条を適用した公募型伐採の試行～

1. 目的

豊川の河川内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の流れの妨げとなることや、局所的に流速を速め、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上問題があります。さらに河川内の樹林化により、河川巡視に支障を来したりゴミ等が不法投棄されるなど、維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省豊橋河川事務所では、これらの対策として順次河川内の樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、樹木を伐採して採取する事を希望する事業者(企業・団体)を公募により募り、河川法第25条項による採取許可により、河川内樹木を伐採する取り組みを試行いたします。

2. 募集概要

(1) 応募から採取までの流れ

豊川の樹木を伐採して採取する事を希望する者は、この公募文に記載された内容に従い応募書類を作成し、後述の応募方法に従い応募書類を提出してください。

受理した応募書類の内容を確認し、応募参加資格及び採取計画等の審査を経て採取申請者を選定いたします。選定にあたっては、伐採及び採取の計画についてより具体性があり、安全対策等の優れている者を選定いたします。応募者多数の場合はさらに抽選を実施する場合があります。

選定結果は応募者へ通知すると共に、豊橋河川事務所のホームページ(URLは別記)に掲載いたします。

また、選定された採取申請者は、河川内の樹木を伐採し採取するため、河川法第25条に基づく許可申請手続きを実施していただきます。申請手続きの方法については、選定後に打合せにて説明いたします。

河川法第25条の許可書を発行後、伐採・採取作業の着手が可能となります。

(2) 募集期間

平成26年11月7日（金） ～ 平成26年11月21日（金）

※応募書類は郵送等により平成26年11月21日必着

(3) 樹木の採取場所

豊川右岸河川敷（河口からの距離22.8k付近）

※より詳細な場所については別添資料「公募伐採位置図」を参照してください。

(4) 樹木の採取期間（予定）

平成26年12月 ～ 平成27年2月

※土日祝日を除く平日の8時30分から17時00分

※期間については予定であり、後日変更となる場合があります。

(5) 樹木の種類

主に竹、他に広葉樹（ヤナギ等）

(6) 伐採及び採取の条件

樹木の伐採及び採取を行う上での諸条件については以下のとおりです。採取作業における注意事項については必ず履行してください。

1. 樹木伐採者は伐採範囲内の樹木の伐採、集積、運搬車両への積み込み、現場外への搬出を実施していただきます。
2. 樹木は根本から50cm以上の位置で切断してください。
3. 根株については存置してください。（後述の関連工事にて除去します）
4. 枝葉は現場より回収して搬出してください。
5. 採取した樹木の数量（m³ 又は t）を計測し、伝票等資料を添えた集計表を完了時に提出してください。
6. 採取場所においては使用機材等の整理整頓に努めてください。
7. 伐採作業や積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際の全ての責任は樹木採取者が負うものとし、事故の内容によっては採取許可を取り消す場合もあります。
8. 野鳥や水生生物に配慮した伐採とするため、一部の樹木（1000～2000m²に1本程度）は伐採せず存置してください。存置する樹木については豊橋河川事務所職員の指示に従ってください。存置しない樹木は全て伐採してください。
9. 採取が完了したのち、現地において豊橋河川事務所職員による履行確認を行います。その際は立ち会うものとし、計測や資料提示に協力してください。また、伐採及び採取作業中の状況について写真撮影を行い、立ち会い時に提示してください。

(7) 関連工事

「平成25年度 豊川上流部維持管理工事」（平成26年3月29日～平成27年3月31日）

※関連工事とは、国土交通省が発注している工事です。工期内に採取場所に存置した根株除去等を実施するので、樹木の採取においては工程等の調整が必要となります。

(8) 採取申請者の選定結果の通知

①採取申請者の選定結果は応募者に通知します。通知の時期は12月上旬を予定しています。

②選定結果については以下URLのホームページにおいて「新着情報」に掲載する予定です。

豊橋河川事務所HP：<http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/index.html>

3. 応募参加資格

- (1) イ 採取目的が採取した樹木を自ら製品等に加工もしくは利用する者であること。
ロ 採取目的である原木の製品等の加工もしくは利用について、実績を有する者。
ハ 枝葉・下草等の内、加工もしくは利用しない部分の処理について関係法規を遵守する者。

- (2) 応募者の内、以下のいずれかに該当する者は参加資格に適合しないと判断し選定されません。

- イ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
ニ 直近1年間の税を滞納している者
ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
ヘ 採取した河川産出物を自ら製品等へ加工・利用せず、原木を第三者へ転売する者
ト その他、豊橋河川事務所長が参加不相当と判断する者

4. 応募方法

(1) 応募書類

河川内樹木の採取を希望する者は、以下に記載する事項を示した応募書類を作成し、以下の送付先へ郵送等にて送付してください。

応募書類作成においては、別紙応募様式あるいは任意様式にて必要事項を記載し、

必要な資料等を添付してください。なお、記載内容及び添付資料に不備がありますと非選定となる場合がありますので、ご注意ください。

【基本事項】

イ 応募者の氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）、住所、連絡担当者名及び連絡先（電話・FAX番号）

※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知及び当選後の連絡にのみ使用する。

【応募資格に関する事項】

ロ 採取の目的、採取を希望する河川産出物（伐採樹木）の用途
（使途例：製紙材料となるチップ、バイオマス燃料、農業用堆肥等）
（加工した製品の流通先について具体的に記載）

ハ 採取した原木の製品等への加工もしくは利用についての実績
（法人の場合、法人格を有している事が確認できる資料）
（事業パンフレット、工場及び販売実績を証明できるもの）

ニ 加工もしくは利用しない部分の枝葉・下草等の処分方法
（搬出先の名称・住所・処分業許可証の写し、搬出ルートなど）

ホ その他、応募参加資格に合致する事を証明する資料

【採取計画に関する事項】

ヘ 伐採及び採取に関する計画
（作業予定期間、作業実施責任者氏名及び保有資格、伐採及び搬出方法）

ト 伐採及び採取を実施する工程
・工程表
・運搬車両の走行ルート

チ 伐採樹木等（河川産出物）の搬入施設に関する事項
・ストックヤードの位置、広さ
・工場等施設の位置、大きさ、設備
・河川産出物の日当たり使用量（あるいは生産量、処理量）

リ 過去の樹木伐採の実績（年次、場所、規模等）
※該当ない場合は不要

ヌ 安全対策等（作業における安全管理、第三者への安全確保、交通安全対策）の実施内容

(2) 応募書類の送付先

〒441-8149 愛知県豊橋市中野町字平西1-6
国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所
管理課 維持係 宛

(3) 応募書類の提出期限

平成26年11月21日（金）必着

5. その他

(1) 留意点

* 伐採樹木の扱いについて

河川内樹木を伐採して廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われる事が多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）」に基づく適正な対応が求められますが、今回の採取においては伐採した樹木を河川産出物として扱っており、原木の搬出にあたっての収集運搬許可や搬出先施設の廃棄物処理施設許可について必要としないものとする。ただし加工製品化しない部分の枝葉・幹等を処分する場合は廃掃法に基づき適正に対処してください。

* 河川産出物の採取許可について

河川法第25条に規定されている事から、法に基づく許可申請手続きが必要となります。

* 樹木の伐採及び採取に係る費用について

伐採した樹木は無償にて採取できるものであり、河川管理者が料金を徴収するものではありません。河川法第32条では都道府県知事は同法第25条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収できる事になっていますが、今回の河道内樹木は採取料を徴収しないものとします。

* 次回の公募について

今回の公募は試行的な取り組みであり、今後継続的に実施するものではありません。ただし今回の試行の結果、及び河川内樹木の繁茂状況等を勘案し、同様の取り組みを実施する場合があります。

(2) 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 管理課 維持係

TEL:0532-48-8105 FAX:0532-48-8100

受付時間：平日の10時から17時まで

※問い合わせは電話・FAXにて受付いたします。FAXの場合は折り返しの連絡先（電話番号またはFAX番号）を必ず記載いただくようお願いいたします。

(参考) 関係法令

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

【別紙 応募様式】

平成 年 月 日

中部地方整備局
豊橋河川事務所長 殿

応募者
住所 〒

会社名等
氏名

印

平成26年11月6日付で公募されました、河川内の樹木伐採について応募します。

記

1. 伐採木の使用目的

2. 応募者の連絡先

住所 :
連絡担当者 :
電話番号 (携帯可) :
f a x :
メールアドレス :

3. 伐採作業計画

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

作業実施責任者 : (氏名)
(会社等における役職)
(保有資格)

伐採方法 : (作業体制) 一日あたり 人で実施予定
(使用資機材)

搬出方法 : (積込機器)
(運搬車両)
(搬出先) 施設名
住所

4. 応募参加資格等の証明

(1) 参加資格の合致状況 ※該当する項目の□全てにレ点を記入願います。

公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

直近1年間の税を滞納している者ではない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

採取した河川産出物を自ら製品等へ加工・利用せず、第三者へ転売する者ではない。

(2) 応募参加資格を証明する資料等（自由様式にて添付）

1. 採取の目的、採取を希望する河川産出物の用途・・・・・・・・資料 P.〇〇

2. 原木の製品等への加工もしくは利用についての実績・・・・・・・・資料 P.〇〇

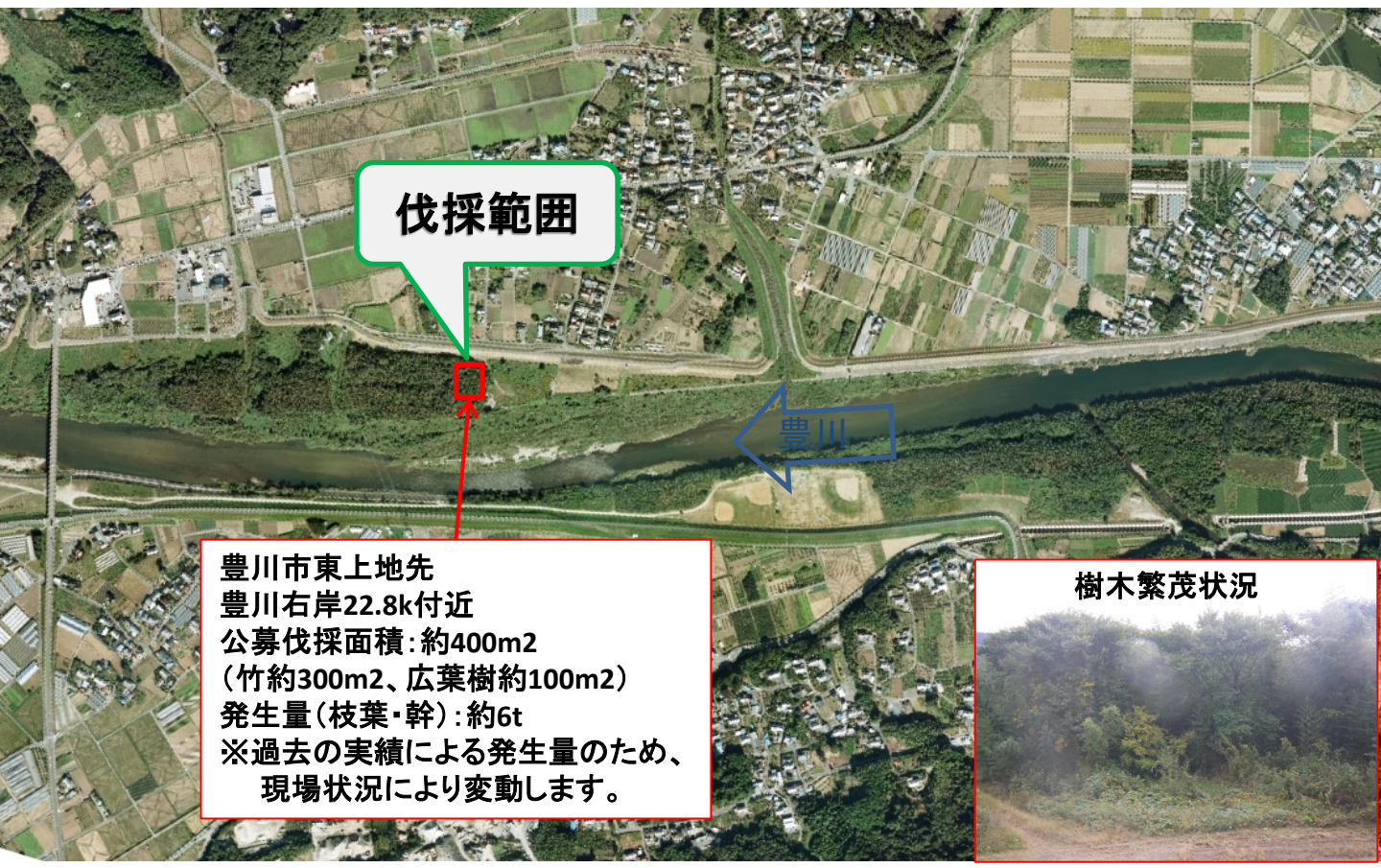
3. 加工もしくは利用しない部分の枝葉・下草等の処分方法・・・資料 P.〇〇

4. その他、応募参加資格を証明する資料・・・・・・・・資料 P.〇〇

公募伐採位置図



伐採箇所
豊川市東上地先
豊川右岸22.6k~22.8k付近



伐採範囲

豊川市東上地先
豊川右岸22.8k付近
公募伐採面積:約400m²
(竹約300m²、広葉樹約100m²)
発生量(枝葉・幹):約6t
※過去の実績による発生量のため、
現場状況により変動します。



樹木繁茂状況